

社会保険改定タイミング 要点簡単まとめ (図解で分かりやすく)



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険改定タイミング 要点簡単まとめ

社会保険適用拡大の過程

近年、社会保険の適用範囲は段階的に拡大されており、より多くの労働者が社会保険による保障を受けられるようになっています。

2016年10月	従業員 501人以上の 企業	従業員数501人以上の大企業においては、週所定労働時間が20時間以上であるパートタイム・アルバイトの労働者も社会保険の適用対象となりました。
2022年10月	従業員 101人以上の 企業	2022年10月には、適用範囲がさらに拡大され、従業員数101人以上500人以下の企業で働く同様の要件を満たす労働者も社会保険の適用対象となりました。この改正により、中規模企業においても短時間労働者の社会保険加入が義務付けられることとなりました。
2024年10月	従業員 51人以上の 企業	そして、2024年10月には、従業員数51人以上100人以下の企業にまで適用範囲が拡大されました。

2024年10月からの適用拡大について

2024年10月からの適用拡大における対象企業の範囲と従業員の要件は以下の通りです。適用対象となる企業の「従業員数」は、厚生年金保険の被保険者数に基づいて判断されます。具体的には、正社員だけでなく、週所定労働時間および月所定労働日数が正社員の4分の3以上である労働者も含まれます。

新たに社会保険の適用対象となるパートタイム・アルバイトの労働者は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

週の所定労働時間	20時間以上30時間未満であること。契約上の労働時間を指し、臨時に発生する残業時間は含みません。
月額賃金	8万8千円以上であること。基本給と諸手当の合計額であり、残業代、賞与、通勤手当、臨時の賃金等は含まれません。
雇用期間	2ヶ月を超える雇用の見込みがあること。
学生ではないこと	休学中の学生、定時制高校生、夜間大学生、通信教育生は除きます。

今後、社会保険の適用範囲はさらに拡大する可能性があり、「企業規模要件」自体が撤廃されることも検討されています。これは、将来的には企業規模にかかわらず、個々の労働者の働き方に応じて社会保険の適用が決まるようになる可能性を示唆しています。

